

小田原市監査委員公表第3号

令和2年3月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年12月25日付け監査第53号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	議員福利厚生費補助金交付要綱（概算払）について、実績報告書の提出期限が年度内に額の確定が可能なように定められていないほか、額の確定、精算の手続に関する規定が補助金交付要綱準則に準拠していない。（議会総務課）	現行の要綱を令和2年3月31日に廃止し、補助金交付要綱準則に準拠した小田原市議会議員福利厚生費補助金交付要綱を令和2年4月1日付けで施行する。